

国土交通大臣及び国家公安委員会委員長において、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第3条第1項の規定に基づき、特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路を平成29年3月13日付けで指定し、同条3項に基づき告示（告示番号：国家公安委員会・国土交通省告示第1号）がありましたので、以下のとおり関係書類を縦覧に供します。

平成29年3月13日

京都市長 門川 大作

1 関係書類

- (1) (様式一ロ) 区間別指定道路一覧表
- (2) (様式一ハ) 2号基準該当地区一覧表
- (3) (様式一二) 円滑化対策地区一覧表
- (4) (1)～(3)に係る図面

2 縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
総合企画局情報化推進室（情報公開コーナー）

(2) 縦覧期間

平成29年3月13日から同月28日まで

(ただし、京都市の休日を定める条例に規定する休日は除く。)

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時まで

(建設局建設企画部建設企画課)